

南三陸町長選挙 南三陸町議会一般選挙

11月5日（火）に任期満了を迎えることに伴う南三陸町長選挙及び南三陸町議会議員一般選挙（定数16）は、10月27日（日）執行の宮城県知事選挙と同時の執行となります。



つき2人までの出席とされるようご協力をお願いいたします。

その他

立候補届出書類の予備審査

10月11日（金）に実施します。詳しい時間等は、立候補予定者説明会の際にお知らせします。

投票所等その他のお知らせ

宮城県知事選挙・南三陸町長選挙・南三陸町議会議員一般選挙における期日前投票や投票所、投票時間等の詳細については、別途お知らせします。

期日前投票所の投票立会人を募集します

選挙管理委員会では、有権者の方々に選挙をより身近に感じてもらうため、宮城県知事選挙・南三陸町長選挙・南三陸町議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人を募集します。

投票立会人の職務

期日前投票所の投票手続きの全般に実際に立ち会い、選挙が公正に行われているかチェックしていただきます。

対象となる期間等

10月11日（金）から10月26日（土）までの各日、午前8時30分から午後8時まで（一部期日前投票所は、午前10時から午後8時まで）

※実際に立ち会いしていただく日程及び期日前投票所については、応募の際に曜日等の希望をお伺いし、その状況に応じ決定させていただきます。

対象者

職務の内容等から、次のすべての要件を満たす方を対象とさせていただきます。

- ・選挙権を有する方
- ・南三陸町の選挙人名簿に登録されている方
- ・特定の候補者や政党等と直接に関係がない方

報酬等

期日前投票所の投票立会人には、条例に基づき、報酬及び費用弁償が支給されます。

- ・報酬額
- 1日につき9,500円
- ・費用弁償
- 1日につき1,000円

応募方法

役場総務課及び歌津総合支所窓口にて備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、選挙管理委員会事務局（総務課内）に直接または郵送により提出してください。なお、応募用紙は町ホームページからダウンロードすることもできます。

応募締切

9月13日（金）午後5時

問い合わせ

選挙管理委員会事務局

☎46-1370

宮城県知事選挙の告示日……………10月10日(木)

南三陸町長選挙
南三陸町議会議員一般選挙の告示日…10月22日(火)

選挙期日（投票日）……………10月27日(日)

立候補予定者説明会

立候補に必要な届出用紙等関係書類を配布し、立候補にあたっての注意事項等を説明します。

南三陸町長選挙に係る説明

10月1日（火）午前10時～

南三陸町議会議員一般選挙に係る説明

10月1日（火）午後2時～
※会場は、どちらも役場大会議室（役場庁舎2階）です。
また、会場の都合上、立候補予定者1人（1陣営）に

医療費助成 受給者証の 更新手続き

子ども・母子父子家庭・心身障害者医療費助成を受けている方の受給者証の有効期限は、9月30日(月)までとなっており、受給資格を確認するための更新手続きが必要です。対象となる方には通知しますので、忘れずに手続きをしてください。



問い合わせ 町民税務課医療給付係 ☎46-1373

町職員募集

職種	採用予定数	受験資格	受付期限	試験日及び会場
看護師	若干名	昭和48年4月2日以降に生まれた方で、募集する各職種の免許を有する方または免許の取得が見込まれる方	9月27日(金)必着 ※受付は平日の午前8時30分から午後5時まで	10月11日(金) 午後1時30分から 公立南三陸診療所 2階会議室
薬剤師	1名			

◇試験の内容 作文及び面接

◇申込書類

- ・受験申込書（最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付）
- ・市販の履歴書
- ・健康診断書（就労の可否が判断できるもの）
- ・免許証の写し（在学中の場合は、卒業見込証明書と成績証明書）

・受験票を送付する封筒（80円切手を貼り宛名を明記）

◇合格発表

10月23日(水)に役場掲示場にて合格者の受験番号を掲示

◇採用予定日 平成26年4月1日

◇申込・問い合わせ 総務課人事係 ☎46-1370

専業主婦（夫）の年金が改正されました

平成25年7月1日から専業主婦^(※)の年金が改正され、会社員の夫が退職した際などに年金の切り替えの手続きが遅れたりまたは漏れていたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金の受け取りが可能になったり、年金額を増やすことができる場合があります。
※妻がサラリーマン、夫が専業主婦の場合も同様です。

主婦年金からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は今すぐ手続きを

原則として20歳から60歳までのすべての方が「年金」に加入することになっていますが、サラリーマンの夫に扶養されている妻は保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職した場合や妻自身の年収が増えたときは、手続きをして、保険料を納める必要があります。

この手続きが2年以上遅れたことがある方は、2年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

このたび、専業主婦の年金が改正され、このような方は手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

- 主婦年金からの切り替えの手続きが2年以上遅れたことがある方は、今すぐ問い合わせを！
- くわしくは国民年金保険料専用ダイヤル0570-011-050へ問い合わせください。

9月の年金
相談会

日時：9月20日(金) 午前10時から午後3時まで
場所：南三陸町役場 1階相談室 ※年金に関する相談に応じます。

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373
石巻年金事務所 ☎0225-22-5117